

第2次

三田市社会福祉協議会

地域福祉推進計画

(平成26年度～平成34年度)

平成26年7月

社会福祉法人三田市社会福祉協議会

● 目 次 ●

第1節	みんながいきいき参加・活動できるまちづくり	39
1.	市民活動の充実	39
2.	地域福祉活動を担う人材（財）育成	42
第2節	みんなでふれあい、支え合うまちづくり	45
1.	身近な地域における支え合いネットワークづくり	45
2.	だれもがつながり、ふれあう機会の充実	48
第3節	支援が必要な人を見逃さないまちづくり	51
1.	身近な地域における見守り活動の支援	51
2.	災害時に備えたまちづくり	52
第4節	安心して支援が受けられるまちづくり	54
1.	自分らしく暮らすための総合支援体制の充実	54
2.	複雑・困難課題解決のための専門機関のネットワークづくり	54
第5節	地域福祉の基盤づくり	57
1.	地域福祉のコミュニティづくり	57
2.	地域福祉を進める環境づくり	59

第1節 みんながいきいき参加・活動できるまちづくり

～互いの得意分野を活かして「みんな」のために～

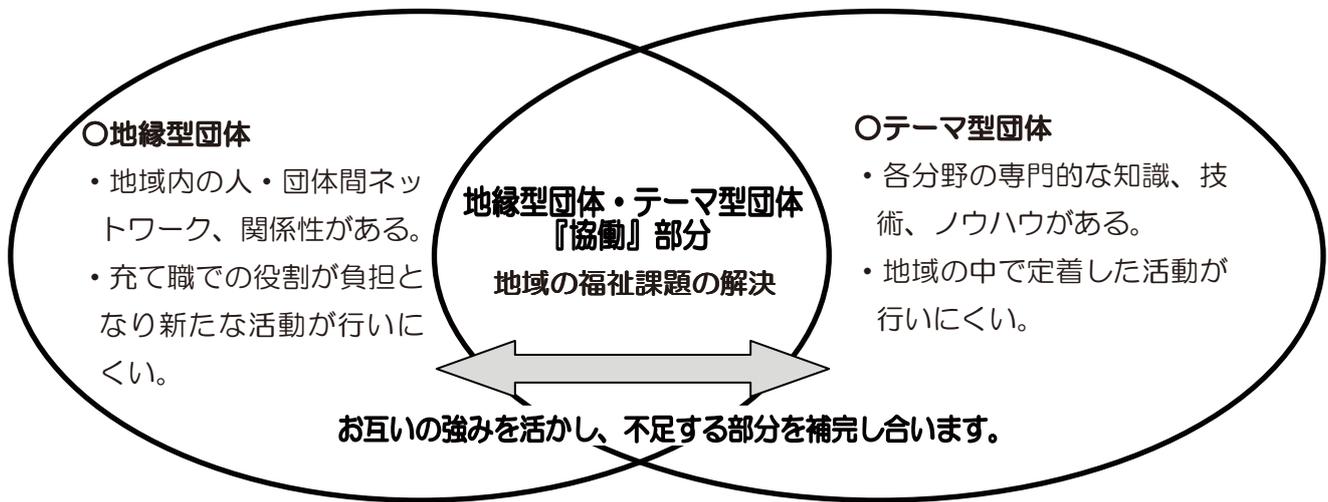
1. 市民活動の充実

H34の めざす姿

地縁型団体・テーマ型団体がそれぞれの良さや専門性を活かしながら「協働」できる体制づくりをめざします。

また、地縁型団体・テーマ型団体の活動内容、思い、ノウハウの情報共有が図られていることで、地域福祉活動・ボランティア活動がより魅力的で、参加しやすく、継続できる体制づくりをめざします。

【活動団体の協働】



(1) 地域福祉活動・ボランティア活動の支援

社会福祉協議会に設置している地域福祉支援室[※]、ボランティア活動センター[※]により、地域福祉活動、ボランティア活動を支援していきます。

[※] 地域福祉支援室

市内6カ所の市民センターなどに設置し、地域福祉支援員を配置しています。地域福祉拠点として活動のアドバイス、専門機関の紹介、福祉に関する様々な相談を受け、地域の力を活かしながら一人ひとりが大切にされる地域づくりの支援を行っています。

[※] ボランティア活動センター

三田市総合福祉保健センターに設置し、ボランティアコーディネーターを配置しています。ボランティアの力を借りたい人と活動したい人を結びつけることにより、暮らしの困りごとを解決したり、ボランティア活動団体等の側面的支援や活動者の養成を行っています。

① 地域福祉活動・ボランティア活動への支援の充実

地縁型団体とテーマ型団体それぞれの活動を促進するため、地域福祉支援員、ボランティアコーディネーターの相談・支援機能、コーディネート機能を高め、活動団体を対象とした研修や組織運営を支援します。

- ふれあい活動推進協議会構成員、リーダー層を対象とした研修会の開催
- ボランティア活動センター登録グループ・個人ボランティアを対象とした研修会の開催（テーマ別ボランティア養成講座、組織運営に関する研修会など）
- 県・国・財団等の助成金の情報提供や社会福祉協議会による助成（共同募金を財源とした公募型配分の検討）
- 組織課題を抱える団体・グループへの支援



地域福祉活動者研修会

ふれあい活動推進協議会活動に必要な情報提供を行うとともに、活動者同士が学ぶ機会として、小地域福祉活動や地区別計画づくりについて研修会を実施しています。



ふれあい活動をさらに進めるために活発な意見交換が行われています。

(2) 地縁型団体・テーマ型団体の情報共有・調整

① 活動団体の支援者同士の連携とコーディネートの強化

地縁型団体とテーマ型団体が協働しやすいように、活動団体の支援者同士の連携を促進します。またコーディネートのあり方について支援者間で検討するとともに、活動に必要な情報を発信します。

	H26	H27	H28	H29	H30
年次計画	支援者間の連携 機会づくり				
	→				

(3) 相談支援機能の充実

活動にあたって「どこに相談に行ったらいいのかわからない」「引っ越す(引っ越してきた)がこれまでの活動を継続したい」など、住民の相談に対して、適切な情報提供や活動をスムーズに行えるよう調整するなど相談支援機能を充実します。

- 各支援者で把握している登録グループなど人材の情報共有
- 活動団体の出会いの機会づくりなど連携事業の実施



さんだつながりバンク

各地区小地域つどい・サロン、敬老会、福祉施設、学校行事など様々な機会、活動者同士が出会い、新たなつながりを生み出しています。

(65グループ36個人が登録：平成25年9月現在)



2. 地域福祉活動を担う人材（財）育成

H34の めざす姿

若年層・壮年層・中年層・シニア層の各年代が参加しやすい地域福祉活動・ボランティア活動の機会があり、自分の得意分野を発揮することで喜び・充実感を持つ活動者の増加をめざします。

(1) 地域福祉活動・ボランティア活動の魅力・やりがいづくり

① 地域福祉活動・ボランティア活動に参加しやすい機会づくり

ライフスタイルに合わせていろいろな世代の住民が地域福祉活動、ボランティア活動に参加できる機会やきっかけづくりに取り組みます。

- 地区内で、関心のあるテーマで集まり、地域福祉課題に取り組む機会づくり
- 地域福祉活動やボランティア活動に参加しやすく、継続できる新しい仕組みづくりの検討
- 地域福祉活動、ボランティア活動についての啓発イベントや情報発信
- 小学生から中学・高校生、大学生など若年層が地域福祉活動やボランティア活動に参加できる機会づくり

	H26	H27	H28	H29	H30
年次計画	活動に参加しやすい新たな事業の実施				



子どもボランティアチャレンジ

小学生のボランティア体験は、子どもたちの福祉の心を育み、地域で継続したボランティア活動につながっています。



楽しい会話や作業の中でのボランティア体験

(2) 福祉学習の推進

子どもから高齢者まで全ての世代が福祉について学び、「支えあう心」を育み、支え合う共生社会実現のため、共に学び・育ち合う福祉学習を推進します。

① 学校・地域・企業の福祉学習の取り組み支援の充実

多様性を認め合いながら共に生きる気持ちを育み、思いやりや助けあい、支えあいの心が育まれるよう福祉学習を推進します。

② 出張ふくし教室の実施

公会堂・集会室などの地域施設、学校、企業・事業所等に積極的に出向き、出張教室を開催します。

テーマ例：

- 介護サービスについて～必要な介護サービスを上手に利用するために～
- 災害時の要援護者支援について
～普段から準備できること（活用できる制度、車いす介助技術支援等）～
- 防災について～災害にも強い福祉のまちづくり～
- 小地域福祉活動について～住民同士のつながり・見守り・支え合い活動～
- 障がいのある人の地域での暮らしについて
- ボランティア活動について
- 社協会費・共同募金・善意銀行について
- 安心生活のために～社協がすすめる権利擁護～

◎ 基本目標1 成果指標

評価軸①	現状 (H24)	目標 (H30)
地域福祉支援室、ボランティア活動センター 一相談件数	5,133 件	6,500 件
<p>設定理由：地域福祉支援室、ボランティア活動センター、市地域担当、市民活動推進プラザなど支援者同士が連携し合うことで各窓口への相談数が増えることは、地域福祉活動・ボランティア活動が活性化しているものとして設けた。</p> <p>数値根拠：平成 24 年度地域福祉支援室相談件数 3,611 件、ボランティア活動センター相談件数 1,522 件であり、合計 5,133 件となっている。</p>		

評価軸②	現状 (H22)	目標 (H30)
団体間の連携状況	58%	70%
<p>設定理由：地縁型団体、テーマ型団体の協働（協力を得たり共に活動）実績を指標とした。</p> <p>数値根拠：H22 地域活動を行うみなさんの意向アンケート結果では、「団体間で連携することがあるか？」との問いに対して、「よくある」「たまにある」併せて 58%となっている。 （回答数：891 名 回答率：48.7%）</p>		

評価軸③	現状 (H25)	目標 (H30)
地域福祉支援室・ボランティア活動センター 把握活動者数（グループ・個人活動者数）	120 グループ 189 名	140 グループ 380 名
<p>設定理由：地域福祉活動・ボランティア活動を推進する事業の実施により、地域福祉支援室、ボランティア活動センターで把握する、活動団体・個人活動者数が増えることをもって、活動が活性化しているものとして設けた。</p> <p>数値根拠：平成 25 年度ボランティア活動センター登録活動者数（グループ・個人）44 グループ・153 名、さんだつながりバンク（グループ・個人）65 グループ・36 名、地域ボランティアグループ・支え合い活動グループ 11 グループ 計 120 グループ・189 名</p>		

第2節 みんなでふれあい、支え合うまちづくり

～だれもにやさしいまちづくりがまちを活性化させる～

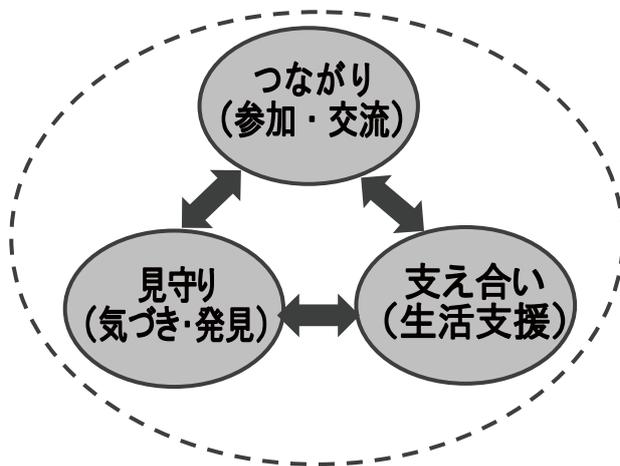
1. 身近な地域における支え合いネットワークづくり

H34の めざす姿

概ね市内各小学校区で地区別計画に基づいた地域福祉活動が進められ、一人ひとりの暮らしの困りごとを地域課題として、地域住民同士で解決できる支え合い活動が各地区で取り組まれることをめざします。

また、子ども、障がいのある人、高齢者などだれもが互いを認め合い、共生する地域社会の実現をめざします。

【共生する地域社会づくり】



小地域つどい・サロンなど交流の場 **つながりづくり** から、普段の暮らしの変化に気づく **見守り活動** が広がり、暮らしの困りごとを解決する住民同士の生活支援 **支え合い活動** が生まれています。

また、それぞれが単独で行われるのではなく、互いに関係し合うことで地域福祉活動がより充実したものとなっていきます。

(1) 地区別計画※づくり

① 地区別計画づくり

だれもが住みやすいまちに向けては、地域の福祉課題への対応や取り組んでみたいことなど、話し合いや具体的な解決策の検討などを行うとともに、段階を経ながら取り組んでいくことが必要です。

ふれあい活動推進協議会※などとともに地域の実情に合わせた地区別計画づくりと解決に向けた取り組みを概ね市内 20 小学校区で進めます。



地区別計画づくりの様子

地区別計画づくりでは、住民座談会の開催、アンケートの実施など様々な手法を通じて地域の福祉課題を明らかにし、それぞれに応じた対策を検討していきます。



地域の困りごとについてみんなで考えます。

※ 地区別計画

地域（普段の暮らしの範囲）の住民による「福祉のまちづくり」計画です。

三田市は農村地域、市街地、ニュータウンなどによって構成されており、全地域に共通する課題もあればそれぞれの地域特有の課題もあります。それらの課題を解決していくためには、地域ごとの地域福祉課題に沿った計画（＝地区別計画）が進められています。

※ ふれあい活動推進協議会

ふれあい活動は、身近な生活の場で「だれもが安心して豊かに暮らす地域づくり」をめざして、住民が力をあわせ、専門機関と協力しあいながらすすめる住民自身による自主的な活動です。

市内に9地区の協議会が設置され、地域の特性に合わせた活動・事業を実施しています。区長・自治会長、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、老人クラブ役員、婦人会役員、健康推進員、地域ボランティアグループなどで構成され、それぞれの団体が持つ得意分野を持ち寄って、事業の立案・実施を行っています。（構成団体は地区ごとで異なります）

(2) つながり・見守り・支え合い活動の支援

① 地域における支え合い活動

暮らしの中で起こるちょっとした困りごと（買い物や通院の外出支援、ゴミ出し、電球の交換、子どもの預かりなど）に対して、地域住民同士だからこそできる助け合い・支え合いを通じて解決する支え合い活動の取り組みを進めます。

	H26	H27	H28	H29	H30
年次計画	支え合い活動グループづくり・啓発				



広がる支え合い活動の実践



藍地区ボランティア アユート
（外出支援・見守りなど）
* 写真はコーディネート風景



「まごの手 本庄」
（買い物・通院付添い・送迎など）

② 地域の見守り活動の推進

普段の活動や交流を通じて暮らしの変化に“気づき”、不安や困りごとをすばやく“発見”できる見守り活動を進めます。

2. だれもがつながり、ふれあう機会の充実

H34のめざす姿

みんなでふれあい、支え合うまちに向けて、大きな役割を果たす小地域つどい・サロンの場づくりが各地区で取り組まれることをめざします。

地域福祉活動・ボランティア活動について情報集約を行い、より多くの人が活用できる体制づくりをめざします。

(1) 小地域つどい・サロン活動の支援

① 小地域つどい・サロン活動の支援

地域の身近な公会堂、集会所、コミュニティ施設などを活用し、地域とのつながりの必要な方（閉じこもりがちな高齢者・子育て中の親子、障がいのある方など）が参加し、地域住民同士の交流を通じて、生きがいづくり・楽しみづくり・仲間づくりなどを行う小地域つどい・サロンの活動を進めます。

	H26	H27	H28	H29	H30
年次計画	小地域つどい・				
	サロン活動の推進	→			



小地域つどい・サロン活動のひろがり

平成17年度：91拠点 699回から平成24年度：115拠点 1,140回と取り組みがひろがっています。

内容も、高齢者対象としたサロンから、子育てサロン（右写真）、多世代サロン、団塊の世代サロン男性サロンなど地域のニーズに合わせて多彩な形態へと広がりをを見せています。



地域の交流拠点として、居場所づくりが進んでいます（写真は子育てサロン）

(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の情報発信の充実

① 様々な媒体を活用した情報発信

さんだ社協だより[※]、ホームページ等の情報発信の内容充実を図ります。

また、新たな広報媒体を活用した発信、特に誰にとってもわかりやすい映像や音声などの活用や双方向の情報発信ができるSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）[※]の活用など、人と人のつながりを促進・サポートできる情報提供を行います。



子育てサロン・グループ紹介冊子「ドレミふぁみりー」

② 小地域福祉活動推進ハンドブック作成

つながり・見守り・支え合い活動を推進するため、小地域福祉活動に関するハンドブックを地域福祉活動者と共に作成し、地域福祉活動者の各研修会等啓発に向けて活用します。

	H26	H27	H28	H29	H30
年次計画	小地域福祉活動推進ハンドブック企画	作成作業 (活動者と協働)	ハンドブックを活用した啓発活動実施	—————▶	

[※] さんだ社協だより

三田市社会福祉協議会の広報紙として、毎月1回発行しています。三田の福祉に関する情報発信や社会福祉協議会活動・事業の紹介・報告、各地域や団体の取り組み・紹介などを行っています。

[※] SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なつながり構築を支援するインターネットを利用したサービス。趣味、職業、地域などを同じくする個人同士のコミュニティを構築できる。（例：フェイスブック、ブログなど）

◎ 基本目標2 成果指標

評価軸①	現状 (H25)	目標 (H30)
地域ボランティアグループ・支え合い活動 グループ新規立ちあげ数	11 グループ	26 グループ
<p>設定理由：地域ボランティアグループや支え合い活動グループの活動が増えることが、“だれもにやさしいまちづくり”の推進されている状態として設けた。毎年3グループ立ちあげをめざす。</p> <p>数値根拠：平成25年12月現在で、11グループが活動している。</p>		

評価軸②	現状 (H24)	目標 (H30)
小地域つどい・サロン開催数	115 カ所 1,140 回	140 カ所 1,400 回
<p>設定理由：生きがいつくり、仲間づくり、閉じこもり防止などの効果のある、小地域つどい・サロン開催数が増えることが、身近なところで参加しやすい場づくりが推進されている状態を示すものとして設けた。</p> <p>数値根拠：平成24年度小地域つどい・サロン開催数は、115カ所・延べ1,140回となっている。</p>		

第3節 支援が必要な人を見逃さないまちづくり

～日常の備えと取り組みが災害時にも生きる～

1. 身近な地域における見守り活動の支援

H34のめざす姿

見守る/見守られる側双方が、負担なく安心できる見守り活動が地域内に広がり、日常だけでなく災害発生時に、支援が必要な人を見逃さず、支援につなげられる地域づくりをめざします。

(1) 身近な地域における見守り活動の支援

① 見守り活動の啓発

生活の中での出会いや小地域つどい・サロンなどの交流の場での「日常の見守り活動」を通じて、何気ない変化やさりげないサインを見逃さないこと（ニーズ*キャッチ）が大切です。このような「気づく力」を養える啓発や研修を行い、民生委員・児童委員、老人クラブ、ふれあい活動推進協議会により行われている友愛訪問や歳末たすけあい事業における訪問活動など様々な活動がひろがり、見守り活動がより充実するよう支援します。

② 見守り活動によるニーズを共有できる場づくり

地域の見守り活動で気づいた（気になる）変化を関係機関につなぎ、話し合える場づくりを支援します。また見守り内容を共有・見える化できる福祉・防災マップづくり等プログラム実施を支援します。

	H26	H27	H28	H29	H30
年次計画	見守り活動で気づいた変化を共有できる場づくり支援				
			小地域福祉活動ハンドブックを活用し啓発強化		

③ 事業者による見守り事業推進への協力

市・県が締結した訪問系事業者との見守り協定による見守り活動のネットワークが強化されるよう積極的に協力します。

*ニーズ

困りごとや要望、困っていることや援助してほしいこと。援助者が援助を必要と考えること。

2. 災害時に備えたまちづくり

H34の めざす姿

災害発生時にも迅速・円滑な対応ができる法人体制の構築、災害時要援護者支援関連制度が浸透し、地域団体が行う災害支援関連の取り組みが広がることで、災害時に支援が必要な人を見逃さないまちづくりをめざします。

(1) 災害発生時に向けた体制整備

① 災害ボランティアセンター※の設置体制整備

大規模災害時の市内外ボランティアの受け入れ体制を整備し、円滑な運営ができるようにします。

② 災害発生時の事業継続計画※の作成

数多くの事業を担う法人として災害発生時の事業継続計画を作成します。

③ シミュレーション事業の実施

災害発生時を想定したシミュレーション事業を実施します。(以下写真)



(2) 市災害時要援護者支援制度等普及啓発の支援

① 市災害時要援護者支援制度等普及啓発の支援

社協事業や発行物等を通して、市災害時要援護者支援制度等の普及啓発を図ります。

※ 災害ボランティアセンター

災害により生じる被災者ニーズ（復旧や生活の支援、心の支えを求める気持ち等）を把握し、「被災された方を支援したい」という思いをもって被災地に駆けつけたボランティアの力を被災者のニーズに結びつけ、コーディネートを行います。

三田市においては自然災害発生時応急対策におけるボランティア活動について三田市災害対策本部救護班及び福祉班と協働し、社会福祉協議会が中心となり取り組むことが「三田市地域防災計画」に記載されています。

※ 事業継続計画

災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のことです。

(3) 地域の各団体が行う研修企画への参加

① 自主防災計画づくりへの支援

ふれあい活動推進協議会などの小地域福祉活動推進組織や、区・自治会、自主防災組織などの自主防災計画づくりに参加します。

- 例：○ 地区単位での災害避難訓練への参加
- シミュレーション事業の実施
- テーマに応じた講師の紹介・調整等

◎ 基本目標3 成果指標

評価軸①	現状 (H25)	目標 (H30)
見守り活動を通して、専門相談窓口につながった件数	—	増加
設定理由：見守り活動は「相談を受けた際のつなぎ先の確保」が不可欠であり、住民と専門職との協議の場づくりにもつながることから指標とした。 数値根拠：市内の地域支援・個別支援の総合相談窓口の相談件数のうち、地域住民から寄せられたものを対象とする。現在各相談窓口の実績報告等で項目設定されていないものが多く、目標値設定が現状で困難なため「増加」とする。		

第4節 安心して支援が受けられるまちづくり

～だれもが自分らしく暮らせて、地域人材（財）になれるまちに～

1. 自分らしく暮らすための総合支援体制の充実
2. 複雑・困難課題解決のための専門機関のネットワークづくり

H34の めざす姿

権利擁護に関する相談支援拠点である（仮称）権利擁護・成年後見支援センターが定着し、地域住民や専門機関などがつながり、総合的な支援ができる体制づくりが図られ、「だれもが自分らしく 地域人材になれる暮らし」の実現をめざします。

【権利擁護とは】

保護的権利擁護	予防的権利擁護
<ul style="list-style-type: none">○ 法律・福祉等専門職による介入支援（虐待発生時の分離・保護など）○ 消費相談窓口による支援（契約解除など）○ 成年後見制度による代理 <p>⇒権利侵害からの“救済”を目的とした権利擁護</p>	<ul style="list-style-type: none">○ エンパワメント（※）支援○ 本人らしい生活実現の支援○ 本人を取り巻く人々への福祉学習 <p>⇒権利侵害を“生まない環境づくり”を目的とした権利擁護</p>

侵害されている権利を護る「保護的権利擁護」だけでなく、本人が望む生活・関係を、本人の気持ちや役割を引き出しながら実現する「自立」を高めていくこと（エンパワメント）、そのような思いを受け入れ、実現の支援をできる地域づくりを行う「予防的権利擁護」の視点を大切にします。

（1）（仮称）権利擁護・成年後見支援センターの運営

① 権利擁護相談の充実

専門職員（社会福祉士等）による相談を行うとともに、法律職（弁護士、司法書士等）による専門相談の場を設け、「制度の狭間」で課題を抱える方の相談に応じます。

② 後見支援の充実

判断能力が不十分などの理由により日常生活を営むうえで支障のある高齢者や障がいのある人へのサービス（福祉サービス利用援助事業等）の利用促進に努めます。また、成年後見制度利用にかかる相談及び申請の支援を行うとともに、市民後見人の養成、また法人後見、後見監督人について検討します。

③ 権利擁護ネットワーク会議の開催

権利擁護に関する相談や生活困窮者、複合多問題を抱える支援困難事例の解決・自立支援のためには、チームアプローチによる支援・エンパワメントの視点が不可欠です。医療、保健、福祉分野、弁護士や司法書士などの法律関係者、地域の民生委員・児童委員やボランティアなど様々な立場の人とのネットワークづくりを行います。

④ 権利擁護の啓発

権利擁護をより地域に根差していくために、市民、事業者等を対象とした研修会（出張ふくし教室）を行います。



権利擁護を理解する(出張ふくし教室)

地区の民生委員児童委員協議会やサービス提供事業所等に出向き権利擁護に視点をおいた講話を行っています。市内の高等学校へは、「障がいのある方の制度」に加え、『その人らしく生きる』自立支援に関する講話を行いました。

参加者からは、「自立した生活をするためのサポートや発達障がいの人との関わりへの理解が深まりました」との声が寄せられました。



	H26	H27	H28	H29	H30
年次計画	センター業務の 実施・周知				

(2) セルフヘルプグループ※（当事者団体）の支援

① セルフヘルプグループ（当事者団体）の支援

グループ立ち上げ、地域住民への活動啓発、組織運営にかかる相談支援等セルフヘルプグループの支援を行い、当事者の力が発揮される支援を行います。

※ セルフヘルプグループ

同じ障がいや疾病を持つ者同士が思いや体験を話したり、聞いたりすることで悩みや苦しみを分かち合い、自分らしく生きるための力を得ることができるよう情報交換や助け合いをグループや団体を組織して活動を行うことです。



「自分だけじゃない」から啓発・サービス開発まで

障がい、病気、不登校、自死（自殺）など、様々な生きづらさを抱えた人同士の活動をまとめた冊子は、毎年更新を重ねて、第6版となり、掲載グループも16団体から22団体へ広がりを見せています。

グループによっては、地域住民へ生きづらさを啓発する取り組みやサービス開発に取り組まれています。



◎ 基本目標4 成果指標

評価軸①	現状 (H25 上半期)	目標 (H26)	目標 (H28)	目標 (H30)
権利擁護相談件数 (市地域福祉計画指標再掲)	186件	500件	600件	700件
設定理由：センター職員が日々業務として担当する権利擁護相談件数を、センターの定着度・信頼度を示すものとして設けた。 数値根拠：準備室の位置づけであるが、平成25年度上半期は186件。既存の近隣市権利擁護センターは、人口比を考慮すると約1,000件となっており、その数値を目標値とした。				

評価軸②	現状 (H23)	目標 (H28)	目標 (H30)
支援者（医療、福祉、法律等）による支援体制推進評価	12.8%	30%	40%
設定理由：権利擁護に携わる各分野の支援者が、権利擁護に不可欠な体制（ネットワーク、総合相談、支援者支援、権利擁護関連研修）の推進に満足をしていることが充実した支援につながるものとして設けた。 数値根拠：平成23年8月にサービス等事業者、医療機関、法律関係者（弁護士、司法書士、行政書士）を対象に、アンケートを実施し、上記体制の推進満足度の項目を設けたところ、「すすんでいる」との回答は、6.7%～16.9%で平均12.8%であった（回答数 81 回答率 41%）			

第5節 地域福祉の基盤づくり

～行政と民間の強み・弱みを補完し合う協働のしくみづくりをめざす～

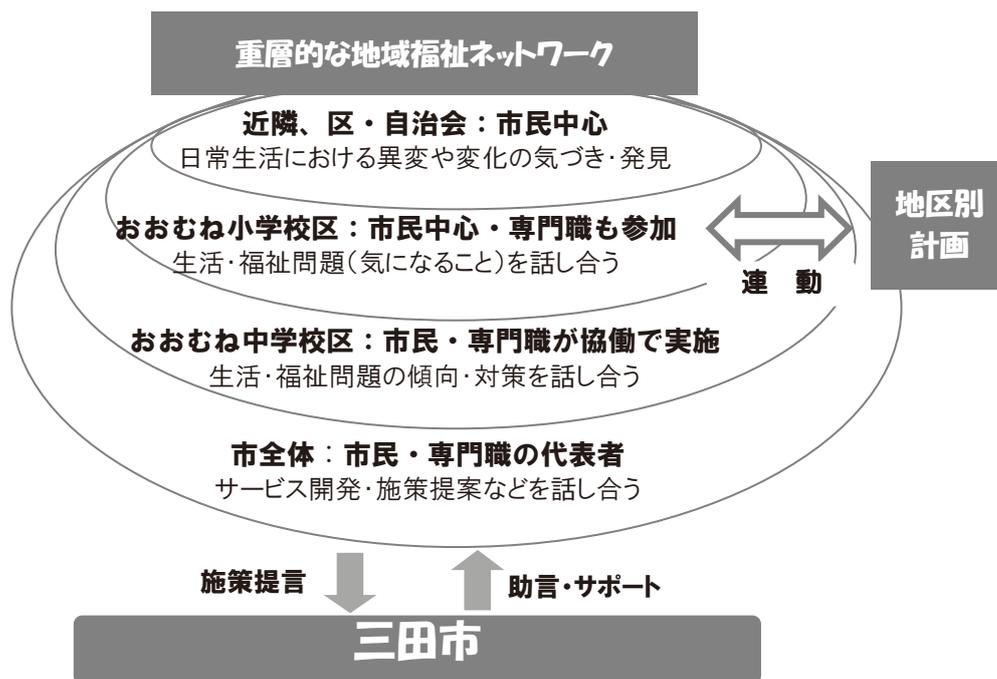
1. 地域福祉のコミュニティづくり

H34の めざす姿

早期発見・相談と解決に向けたネットワークとサービス開発が重層的、一体的に行われる重層的な地域福祉ネットワーク体制（市地域福祉計画記載）が推進されている。

【重層的な地域福祉ネットワーク体制の推進】

『私』の問題を『私たち』の問題にする視点・気づきと地域住民と専門職の間を媒介・調整するコーディネートを大切にしながら、取り組みを推進します。



地域福祉計画第4節 計画の圏域と活動主体より再掲

地域福祉の支援は、ふれあい活動推進協議会等と連携した交流の場づくりの中で、地域の困りごとが明らかになり、一人ひとりの暮らしの支援につながる活動へと広がっています。今後、より身近な範囲での住民と専門職との間で話し合いや解決策の検討ができること、またその範囲で生活支援に特化した支え合い活動の組織化を推進していくことが求められます。

地域福祉の支援は、個別支援を進めるネットワークの近くで地域住民、専門職との関係づくりを進め、地域福祉課題を共に解決していくことをめざします。

(1) 地域福祉支援の機能充実

三田市における地域福祉活動は、“つながり”を作る小地域つどい・サロンなど交流活動の活発化に伴い、一人ひとりの暮らしの支援を行う“支え合い”や普段の暮らしの変化に気づく“見守り”に重点を置く、暮らしに根ざした活動が求められるようになってきています。そのような活動は、普段の暮らしの場から起因するため、より身近な範囲で取り組まれるようになり、一方でその活動の担い手は多様な個人・団体が手をつなぎ合うことでさらに充実したものとなります。

① 一人ひとりの暮らしの課題を地域住民と専門職がともに解決する機会づくり

つながり・見守り・支え合い活動を行う中で、受け止めた課題について、本人・家族の力を引き出しながら、地域住民と専門職が共に考える場を通じて、必要な活動や取り組みを作るための支援を行います。

- 住民が中心になり地域で暮らす気になる人の暮らしの支援について話し合う場
- 住民と専門職が地域福祉課題について話し合い、暮らしの支援につながる新たな地域福祉活動を検討し、作る場
- 住民代表者と福祉専門職がサービス開発・施策提案について話し合い、三田市で取り組む活動を検討し、作る場

	H26	H27	H28	H29	H30
年次計画	実施準備（調整・啓発等）・ 実施				

2. 地域福祉を進める環境づくり

H34の めざす姿

制度の狭間や生活困窮者支援、急速な少子高齢化等、新たな地域福祉課題に伴い、市社会福祉協議会が果たす役割が拡大する中、地域福祉の推進という使命達成に向け、社協の機能強化を進めます。

【社会福祉協議会とは】

市社会福祉協議会は地域における社会福祉事業の連絡・調整を行う社会福祉法人として、「協議体」「事業体」「運動推進体」の3つの性格を持ち、広く住民や社会福祉事業関係者を代表する公共性を持つ組織として下記の役割を担い、地域福祉の推進に努めています。

① 福祉ニーズ・福祉課題の明確化および住民の住民活動の推進

関連事業：地域福祉支援室・ボランティア活動センターの運営、地域包括・高齢者支援センター、障害者生活支援センター等総合相談窓口の運営、各種調査の実施、特別委員会の開催など

② 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整

関連事業：理事会・評議員会、特別委員会、施設団体連絡会、権利擁護ネットワーク会議（新規）、各活動団体／支援者間がつながる場の設置など

③ 福祉活動や事業の企画および実施

関連事業：地域福祉支援室・ボランティア活動センターの運営、シニア・ユースひろば、ファミリーサポートセンターの運営、ひとり親家庭児童支援事業、要援護者等支援事業（福祉サービス利用援助事業、生活福祉資金貸付事業等）、地域生活支援事業等の実施、介護保険・障害者支援サービスの提供など

④ 調査研究・開発

関連事業：対象者・ニーズ別アンケートの実施、分析によるサービス開発など

⑤ 計画策定、提言・改善運動

関連事業：地域福祉推進計画の作成、地区別計画づくり支援、第三者委員会の設置など

⑥ 広報・啓発

関連事業：三田市社会福祉大会の開催、さんだ社協だよりの発行、社協ホームページの作成、福祉学習の推進など

⑦ 福祉活動・事業の支援

関連事業：赤い羽根共同募金等を財源にした地域福祉活動の助成（小地域つどい・サロン助成、小地域福祉活動支援事業など）

(1) 社会福祉協議会の機能強化

① 職員の人材確保・育成、組織基盤・財源の確保

地域支援・個別支援の専門性をもった人材確保・育成が不可欠です。職員研修の体系化に努めるとともに、職員の能力が最大限発揮され、法人としての確で迅速な意思決定ができる組織基盤づくりの検討を継続します。

また、財源については各福祉制度に基づく介護保険・障害者支援サービスの提供、収益事業等を通じて財源確保に努めます。

② 住民企画提案事業への助成

赤い羽根共同募金*配分金、善意銀行*預託金等を活用し、より市民活動が活発化するよう助成制度の充実を図ります。

③ 当計画の推進・評価

本計画の推進については、年次計画に基づき、各年度の事業計画で具体化し、実施します。合わせて、本計画が広く地域住民や関係団体に理解されるようさだ社協だよりやホームページ、出張ふくし教室の実施など、あらゆる機会を通じて計画の周知を図るとともに、理事会において進捗状況の管理・評価を行います。

◎ 基本目標5 成果指標

評価軸①	現状 (H25)	目標 (H30)
重層的な地域福祉ネットワークの推進体制評価	—	増加
設定理由：つながり・見守り・支え合い活動の積み重ねの中で、住民・専門職が協議する「場」づくりは、サービス開発等につながる不可欠なものです。3年目にアンケート調査を行い住民、専門職からの体制評価をもって指標とします。		
数値根拠：現在未実施のアンケート調査であるため、上記評価を基礎数値とし「増加」を目標とする。		

* 赤い羽根共同募金

全国一斉に展開する募金活動で、三田市では、兵庫県共同募金会三田市共同募金委員会が中心となり、毎年10月を強化月間として住民のみなさまにご協力いただき取り組みます。ご協力いただいた募金は小地域つどい・サロン助成やまごの手活動養成講座など三田市内の地域福祉活動に活用されるほか県内の福祉施設に配分されます。

* 善意銀行

年間を通して、住民のみなさまより善意のこもった金銭や物品などをお預かりする募金窓口です。必要とされている方々へ払い出すほか、社会福祉協議会が行う地域福祉活動で活用するなど善意を様々な形で循環させる取り組みです。

資 料 編

I 両計画の検討経過

三田市健康福祉審議会において、両計画の議論を一体的に行った。

平成26年2月には、パブリックコメントを実施し、広く意見をいただいた。

日 時	委員会名称等	主な内容
平成25年6月5日	第1回健康福祉審議会 (第1回全体会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会運営方針、体制 ・ 市長諮問 ・ 「三田市地域福祉計画」及び「三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画」の概要
平成25年7月26日	合同部会 (市・社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両計画の成果まとめ ・ 全国の課題、各制度の方向性報告 ・ 両計画の課題まとめ
平成25年9月26日	第1回地域福祉部会 (市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の進行予定について ・ 両計画の課題について ・ 問題解決策についての意見交換
平成25年10月21日	第2回地域福祉部会 (市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次三田市地域福祉計画(素案)について
平成25年11月29日	第1回 社協地域福祉推進計画 策定特別委員会 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次三田市地域福祉計画(素案)及び第2次三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画(素案)について (以下、両計画を一体的に議論)
平成25年12月20日	第2回 社協地域福祉推進計画 策定特別委員会 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次三田市地域福祉計画(素案)及び第2次三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画(素案)について
平成26年1月23日	第2回健康福祉審議会 (第2回全体会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント版素案に係る報告及び協議
平成26年2月5日 ～2月24日	パブリックコメント実施	
平成26年3月14日	第3回健康福祉審議会 (第3回全体会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次三田市地域福祉計画及び第2次三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画の最終案について ・ 答申案の採決 ・ 答申書提出予定について

Ⅱ 三田市健康福祉審議会専門部会委員名簿

三田市健康福祉審議会地域福祉部会委員は、三田市社会福祉協議会第2次地域福祉推進計画策定特別委員会委員をあわせて委嘱されている。

部会内での区分	所 属（団体）	氏 名
学識経験者	元湊川短期大学教授、社会福祉士・精神保健福祉士	◎中田 篤彦
学識経験者	佛教大学福祉教育開発センター講師	○後藤 至功
地縁型市民団体	三田市区・自治会連合会	藤村 晴彦
地縁型市民団体	三田市連合婦人会	油谷 晃代
地縁型市民団体	三田市老人クラブ連合会	東田 るい
福祉関係団体	三田市民生委員児童委員協議会	杉本 義幸
福祉関係団体	三田ボランティア連絡会	川邊 元
福祉関係団体	三田市社会福祉協議会	中後 仁美
福祉系NPO団体	NPO法人三田市手をつなぐ育成会	三木 尚美
福祉関係団体	本庄地区ふれあい活動推進協議会	奥野 重吉
テーマ型市民団体等	子育て支援グループ キララ	梶元 梨香
公募	市民公募	向井 洋江
公募	市民公募	羽島 新菜
公募	市民公募	奥野 成雄

◎部会長 ○副部会長

※敬称略

Ⅲ 三田市健康福祉審議会専門部会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の健康福祉施策に係る分野別諸計画（法令に策定義務又は策定努力義務のあるものに限る。）について、三田市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）における審議検討を効率的に進めるため、三田市健康福祉審議会規則（平成21年三田市規則第18号。以下「規則」という。）第5条に基づき設置される部会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(部会の組織及び所掌)

第2条 この要綱において、部会とは、次の各号に掲げる部会とし、それぞれ当該各号に定める計画項目を審議する必要があると認められるときに設置することができる。

- (1) 地域福祉部会 地域福祉計画に関する審議
- (2) 障害者福祉部会 障害者福祉基本計画及び障害福祉計画に関する審議
- (3) 高齢者・介護部会 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関する審議
- (4) 健康部会 健康増進計画に関する審議

(委員構成)

第3条 部会の委員（以下「部会員」という。）は、審議会の常任委員及び規則第4条に基づき当該年度に委嘱されている臨時委員の中から、所掌審議に必要な者を審議会会長が選任する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長がその会議の議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報告)

第6条 部会は、第2条各号に定める所掌計画（以下「各所掌計画」という。）に関しそれぞれ審議した事項を、審議会会長に対して報告しなければならない。

(設置期間)

第7条 部会の設置期間は、各所掌計画に関する審議が終了するまでとする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める担当課において処理する。

- (1) 地域福祉部会 地域福祉施策担当課
 - (2) 障害者福祉部会 障害者施策担当課
 - (3) 高齢者・介護部会 高齢者・介護施策担当課
 - (4) 健康部会 健康増進施策担当課
- (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に行われるそれぞれの部会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、審議会会長が招集することができる。

Ⅳ 三田市社会福祉協議会第2次地域福祉推進計画策定特別委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この委員会は、誰もが安心して安全に豊かに暮らすことのできる地域社会づくりをめざし、三田市地域福祉計画と連動した総合的な地域福祉の推進にむけた今後の三田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）事業及び地域福祉活動の推進指針として、第2次地域福祉推進計画を策定することを目的に設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討等を行い、原案について答申する。

- (1) 第2次地域福祉推進計画策定に関すること
- (2) その他社協会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 この委員会は、次に掲げる選出区分の中から社協会長が委嘱する別表1の者をもって組織する。

- (1) 地縁型市民団体
- (2) 福祉関係団体
- (3) テーマ型市民団体
- (4) 福祉系NPO団体
- (5) 学識経験者
- (6) 公募による住民

2 委員の任期は、平成25年6月1日から計画策定までとする。

3 任期途中で委員が退任した場合は、新たな委員を補充するものとし、その委員の任期は、前任者の残任期期間とする。

(委員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

4 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(費用弁償及び謝金)

第 6 条 委員が、委員会に出席したときは費用弁償を支給する。なお、支給額は、「三田市附属機関等の適正な設置等に関する要綱」に準ずるものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の事務局は、総務課総務係におき、委員会の庶務等を担当する。

(その他)

第 8 条 会議内容の情報公開及び傍聴については、三田市附属機関に関する諸規程に準じて実施する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。

**第 2 次三田市地域福祉計画・
第 2 次三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画**

発行年月 平成 26 年 7 月

発 行 三田市・社会福祉法人三田市社会福祉協議会

編 集 三田市役所 健康福祉部 健康増進課

三田市川除 675

TEL 079-559-5701 FAX 079-559-5705

<http://www.city.sanda.lg.jp/>

社会福祉法人 三田市社会福祉協議会

三田市川除 675

TEL 079-559-5940 FAX 079-559-5704

<http://www.sanda-shakyo.or.jp/>

